

## 第6回 尾張旭市議会議員政治倫理審査会

令和4年7月28日（木）

### 議 題

- 1 審査内容等の確認について
- 2 その他

午前9時30分開議

**会長（早川八郎）** おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第6回尾張旭市議会議員政治倫理審査会を開催いたします。

なお、タブレットの持込みについて、櫻井委員から申出がありましたのでこれを許可いたします。ほかの方はよろしいですね。はい、ありがとうございます。

それでは、初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

議事課長。

**議事課長** それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

次第の裏面に一覧を記載してございます。

議題1の資料といたしまして、資料1、本日の進め方（案）。

議題2の資料はございません。

以上でございます。

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、議題1、審査内容等の確認についてを議題といたします。

初めに、本日の進め方の確認をしたいと思います。

本日は、まず最初に、審査の範囲の再確認を行いたいと思います。

前回の審査会でも一度確認をいたしましたので、委員等から提出いただいた資料等の中に審査との関連が薄いと思われる点がございましたので、再確認を行いたいと思います。

審査の範囲を再確認するとともに、委員、審査請求者等から資料等の提出がありましたので、資料等を採用するかどうかの確認を行った後、審査請求対象議員の山下幹雄議員から弁明の申出がありましたので、弁明を行っていただく。

次に、委員や審査請求者から質問事項や資料の提出がありましたので、質疑応答や確認を行う。

次に、以上を踏まえ、必要に応じて再度、質疑を行いたい方に出席いただいて質疑を行う。

これらを経て、審査会として事実認定を行います。

次に、政治倫理基準に抵触するか否かの審査、そして措置の審査、以上の進め方で考えてお

りますが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、本日はまず最初に審査の範囲の再確認を行い、併せて資料等の採用についても確認いたします。

審査請求対象議員の山下幹雄議員から弁明の申出がありましたので、弁明を行っていただく。委員や審査請求者から質問項目や資料の提出がありましたので、質疑応答や確認を行う。

以上を踏まえて、必要に応じて再度、質疑を行いたい方に出席いただいて質疑を行う。

これらを経て、審査会としての事実認定を行います。

次に、政治倫理基準に抵触するか否かの審査、措置の審査、以上のとおり進めてまいります。ここまでで確認事項等あれば発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、審査の範囲の再確認を行います。

審査請求の対象となる事由の内容は、「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」。これまでの審査会では、事実確認のため、行為の前後についても確認を行ってまいりましたが、事実認定においては、請求にある「お腹で相手議員を押しした行為」があったかどうかで認定する。

審査請求対象議員は山下幹雄議員であり、その他の議員の行為については審査することはありません。

それでは、審査の範囲は、おなかで相手議員を押しした行為ということになりますが、皆さん、ここまでよろしいですか。

花井委員。

**委員（花井守行）** おなかで当たった行為があったかどうかで、そのおなかで当たった行為が起こるまでの、なぜそういうことが起こったのかということをしかりと、経緯を確認する必要があります。

以上です。

(傍聴席から発言する者あり)

**会長（早川八郎）** 傍聴者の方、静かにしてください。

(傍聴席から発言する者あり)

**会長（早川八郎）** 傍聴者の方、静かにしてください。

今の発言について御意見のある方。ありますか。

花井委員、ちょっと今のところの確認なんですけど、今回の場合は審査請求の内容がおなかで押しした事由に関してということですけども、その要因のことを言っているということですか。

今回は、その要因というところが、押ししたかどうかという、認定するところには少し外れて

いるような気がするんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

花井委員。

**委員（花井守行）** ちょっと例えがいいかどうかあれなんですけれども、例えば殺人があったときに、突発的に例えば刺してしまったとか、それから計画的に刺したとか、包丁が上向いとった、下向いとった、これで罪が、罪と言うとあれなんですけれども、かなり変わるわけなんです。

つまり、起こった行為だけが問題ではなくて、その行為がなぜ行われたかという、特に前です。のことをしっかりと確認しないと、その起こったことだけでマルかバツかというような審査をするのであれば、ちょっと私はかなり違う、この政治倫理審査が違うと思いますし、もしそういうようなことを行う場合になれば、もっと言うと、議員の自由な活動を保障している憲法をこの政治倫理審査会というのは超えてしまう、そういう危険がすごくあるわけなんです。

そういった意味でこの資料を私が今回出したこともあるんですけれども、そういったことに、この政治倫理審査会というのがそういうことにならないように、事実認定をしっかりとまずするということが大事。

私自身もこのメンバーに、途中でメンバーが代わったわけなんですけれども、議長、篠田議長から、ここは人を裁く場じゃないということがまずお約束であった上で、じゃあやらせていただきますということも私がこのメンバーに加わった一つですので、当たったかどうかだけのマルかバツかだけをやるのであれば、私はこの場にいる必要はないなという気がします。

以上です。

**会長（早川八郎）** 今回の請求内容が、その理由がどうのこうのではなくて、当たったかどうかということを審査してください。それが議員の品位に反するかどうかということになりますので。

進めていく上で、何か発言あればもちろん挙手していただいて結構で、発言を止めるつもりはありませんが、私のほうにおいて、それがちょっと関連から離れているようであればちょっと制限させていただくこともありますので、その辺は御理解いただきながら会議を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかの方、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** よろしいですか、はい。

それでは、審査の範囲は……。

櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** 今のところはすごく大事な部分だと思うんですけれども、本当にこの政治倫理審査会というのが、資料をちょっと読み返してみると、ある行為が行われたことが政治の倫理にいわゆる抵触するかしないかということ審査する会ということで、要綱の第3条の(1)からずっと(7)まであるんですけれども、これこれの政治倫理基準を遵守しなければならないとい

うことがあるんですけども、いろんな理由があったにしても、やっぱりこの行為は政治の倫理から外れていると、基準の遵守に当てはまらないというふうなことを審査するのがこの会の意味だと思っているので、本当にいろんな背景はあるかもしれないけれども、すごく膨大な最初から最後まで範囲になってしまうので、今日はもうそこがすごく大事だと思うんですけども。

ポイントとしては、体の接触があったかどうかという、それが政治の倫理に抵触するかどうかということをやっぱり考えていかないとすごくポイントがぼけてしまうので、そこはやっぱりちょっと意見もいただきながら確認したいところだと思います。

**会長（早川八郎）** ほかの方、ありますか。

再三ちょっと繰り返させていただきますが、花井委員、ちょっと確認も含めて私もう一回発言しますが、今回は今櫻井委員がおっしゃったとおりで、松原議員から出された資料の中は、おなかで押したかどうかという行為について審査してくれということになりますので、その背景とかそういうのはあまり問うておりません。

だから、理由はいかなることがあっても、今櫻井委員がおっしゃったとおりなんですけど、ただ、それに花井委員が、こういうところは背景として関連あるよということ発言していただいても結構なんですけど、そこを取り上げるかどうかは分かりませんので、その辺りは御理解いただきたいと思います。

花井委員。

**委員（花井守行）** 一応、今日はこの時間、資料もたくさん出ていましたし、事前に皆さんの資料も読ませていただきましたので、この内容で進むのかなと想像していましたから参加しますけれども、流れによっては、最初に篠田議長から誘われた内容とちょっと違うような気もしてきたら、ちょっといろいろ考えることがあるなと思いますので、一応参加は今回しますけれども。

何度も言うように、当たった、当たらないであれば、例えばじゃあ山下議員が別のことでもう一回審査請求をしなきゃいけないということになると思いますので。もしくは、例えば松原議員が、例えばですよ、警察のほうに被害届を出して、暴行で当たった、当たらんと、暴行ということ問うとか、そういうようなこともありかなと思うんですけども、この政治倫理審査会というのは、市民の利益を損なうか損なわないかというところを一番問うところでありますので、この辺を考えて、僕はそれがあると思ったんでこのメンバーが代わるときに篠田議長のお誘いを受けたのがありますので、一応今日、流れは見させていただきますけれども。

以上です。

**会長（早川八郎）** 申し訳ありませんが、範囲を超えた場合は審査いたしません。それから、先ほどから議長に誘われたからというふうにおっしゃって、議長に対して何か責任転嫁するような発言がありますが、あくまでもこの席に着いているのは本人の議員としての判断として私は捉えておりますので、その後ろにどういうことがあったかどうかは全く私は関係ないと思って

おります。

それに対して反論があればしていただければ結構なのですが、今回はあくまでも松原議員から出された審査内容について審査するというところをフォーカスしてやっていきたいと思っておりますので、それに関して、関連あることはもちろん発言を拒みませんが、あまりにも離れてしまうとそれは止めてしまうことがありますので、御理解いただきたいというふうにお伝えしていることで。

今回出てきた資料、また後ほど言いますが、いろいろ皆さん出てきましたが、その部分に関しても、ちょっと範囲からずれているなという部分があると思ったものですから、審査、今回採用するかしないかということも今から皆さんにお伝えしていきたいと思っておりますので、皆さん御理解いただきたいと思っております。もちろん、その都度発言していただくのは構いません。

花井委員。

**委員（花井守行）** 一つ、具体的に1個だけ。

例えば、陣矢委員から出されていたやつで、要は事前に松原さんが笑っていたというところを質問された資料が出ていたと思うんですが、そこは含まれるか含まれないか……

**会長（早川八郎）** 今からそれをやらせていただきます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

**会長（早川八郎）** まず、皆さんにおかれましては、この審査会の意図をもう一度飲み取っていただきたいと思っております。

今までなぜいろんなことを皆さんに言っていたいたり資料を出していただいたかということ、どの範囲までが今回の審査の内容かどうかちょっと判断がつかかねておりましたので、皆様からいろんな発言、ですから少し脱線した部分があったことは否定できないと思っております。

今回は、皆さんに今までお伝えしたとおり、請求があった内容について審査するというところに焦点を当てたいと思っておりますので、それ以外のことは別なところで審査、もしくは発言ないし提案していただければ結構だと思います。よろしいですか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** はい。

じゃあ、一つずついきますので、御理解いただきながらお願いいたします。

それでは、確認なのですが、審査の範囲はおなかで相手議員を押しした行為で事実認定を行うといたします。

なお、今回の審査は、対象議員が山下議員であり、他の議員の行為についての審査をすることはありませんので御承知ください。

続きまして、資料等の採用について確認いたします。

資料等は、1つ目としまして、山下議員からの弁明を記載した書面。2つ目としまして、松原議員の資料。3つ目といたしまして、川村議員の資料。4つ目として、陣矢委員の質問項目。5つ目としまして、花井委員の資料の合計5つです。一つずつ確認していきます。



なお、審査会として採用しないとなった場合でも、資料等に関連する質問を拒むものではありません。ただし、審査内容に関連しないと私、会長が判断した場合は、発言を制止する場合がありますので御承知ください。

それでは、確認を行ってまいります。

初めに、1つ目の山下議員からの弁明を記載した書面についてです。

政治倫理要綱第7条第4項において「対象議員は、審査会において弁明をすることができる。なお、弁明を行う対象議員は、事前に弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。」と規定されております。

この規定に基づき、山下議員から弁明を行っていただくこととなり、この書面は配付することとなりますので御承知ください。ここまでよろしいですか。

次に、2つ目といたしまして、松原議員の資料についてです。

松原議員から資料の提出がありました。これを採用するかしないかについて御意見を伺います。よろしいですか。

櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** 松原議員の資料ですけれども、先回の質問事項にいろいろと答えている内容になりますので、7月12日に開催されたものの回答とか、7月5日のものについての回答とか相違点とかということでもありますので、内容的にはいいんじゃないかなというふうに思います。

**会長（早川八郎）** ありがとうございます。

ほかの方、ありますか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** それでは、松原議員の資料は採用するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、松原議員の資料は採用いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、川村議員の資料についてです。

川村議員から資料の提出がありました。これを採用するかしないかについて御意見を伺いますが、審査会の審査は、この場にいる7名の委員で行うつもりです。委員でない川村議員が直接審査請求対象議員の山下議員に質問する権限はございません。資料を採用することは可能ですが、その場合、川村議員が山下議員に質問するのではなく、必要に応じて委員の皆様から山下議員に質問していただくことが考えられますので、御承知ください。

ここまで含めて、川村議員の資料を採用するかどうかについて御意見を伺いたいと思います。

丸山委員。

**委員（丸山幸子）** ただいま会長の説明にございましたとおり、川村議員は当審査会の委員ではないということと、この資料のほうですけれども、今回の内容は審査対象外となるため、採用すべきではないというふうに考えます。

(傍聴席から発言する者あり)

会長（早川八郎） 傍聴者の方、お静かにお願いいたします。

ほか、ありますか。

花井委員。

委員（花井守行） 私は、全部隅から隅までやるのは時間の問題がすごくあると思うんですけども、ただ、内容としては、私は取り上げてもいいと思っております。

以上です。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） ちなみに、陣矢委員はどうお考えですか。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） そうですね。川村議員のお気持ちはよく分かりますけれども、今回の審査内容の大筋から外れているように感じますので、今回は採用せずということがいいかなと思います。

会長（早川八郎） 秋田委員、お願いいたします。

委員（秋田さとし） 私はどちらでもいいのかなと思っていましたけれども、内容等事前資料で読ませていただいたところ、かなり主観的な部分があったんで、今回は採用しなくてもいいのかなという形で考えております。

以上です。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

櫻井委員。

委員（櫻井直樹） 先ほど来確認した、審査の範囲の体の接触の部分に関するところの資料ではないのではないかなというふうには感じますが。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

意見が分かれましたが、これを進めていく上で、花井委員だけ少し違いますが、川村議員から出された資料について、口頭で例えば今後質問とかすることは可能ですので、参考として頭に入れながら、この場では採用しませんが、発言するという事は拒みませんので、その辺りで御理解いただいて進めさせていただくことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長（早川八郎） 御協力ありがとうございます。

それでは、川村議員の資料は採用しないことで行きますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

次に、陣矢委員の質問項目についてです。

陣矢委員から質問項目が提出されました。これを採用するかしないかの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

花井委員。

委員（花井守行） ぜひ採用していただきたいと思います。

会長（早川八郎） ほかの方、ありますか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） じゃあ、採用するということで皆様よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） ありがとうございます。

それでは、陣矢委員の質問項目は採用することといたしますので、よろしく願いいたします。

次に、花井委員の資料についてです。

花井委員から資料の提出がありました。これを採用するかしないかについて御意見を伺いたいと思います。

櫻井委員。

委員（櫻井直樹） 5ページにわたる資料ですけれども、大量の資料ですけれども、ずっとちょっと細かく読ませていただきました。

今回の審査に関する資料としては、ちょっと私の個人的な考えですけれども、適切でない表現もあるんじゃないかなというふうに思いますので、私としては、資料としてはふさわしくないんじゃないかなというふうに考えます。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

丸山委員。

委員（丸山幸子） 私も櫻井委員と同様に、読ませていただきましたけれども、特に2枚目以降は今回の審査範囲の対象外ということになります。

また、1枚目の1番の最初の丸ポチ、「さかえ議員の」で始まる場所ですけれども、これも今回の審査範囲の対象外であるということで、採用しないという、採用すべきではないというふうに考えます。

会長（早川八郎） じゃあ、陣矢委員、何かありましたら。

委員（陣矢幸司） 僕も同じです。内容にふさわしくない部分がありますので、採用せずということをお願いします。

会長（早川八郎） 秋田委員。

委員（秋田さとし） 私も、ちょっと外れた部分が資料等にありましたので、これを採用すべきではないと思います。

会長（早川八郎） 花井委員、どうぞ。

委員（花井守行） すみません。僕は中立の立場に立って、審査委員ということで、先ほど言ったように、なぜ山下議員がそういう行為になったのかというところの確認をしたい、事実確認をするための資料と質問で出しました。



それから、弁護士の資料というのは、これはあくまで資料ですので、前回、松原議員が音訳したのと同じような、同等にあくまで資料として出しましたんで、これを見て何かどうこうしてくれということではありませんので、本当に皆さん読んでいただければそれで十分。

ですんで、事前にもう皆さん読んでいるわけですからもうそれで、その役割は私は済んでおります。あとは、どう考えるかはもう皆さんです。

それ以外の私の出した資料をちょっと却下されるというのは、非常にちょっと僕の個人としては中立性を欠く気がいたしますので、非常に僕の中でかなりの大きな問題です。僕はこれ、今日皆さん、5人の資料は当然にここに出るものだというふうにして、それで、採用するかしないかは検討すればいいんですけども、ここに出てくるものだと思いますので、ちょっと、ちょっとじゃないですね、かなりのところが私の中で大きな問題です。

なので、先ほど言った弁護士の資料は、これはもういいです。読んでいただきましたので。でも、それ以外は採用していただいて、その中で、それ以上は追及しちゃうかんよとあってあればいいんですけども。と思いますので、ちょっと検討をお願いいたします。

**会長（早川八郎）** まず、ここに資料が出てくるものだったというふうにお話ありましたが、ここはちょっと皆さん、御理解が違っているといけないんですが、私ども事務局さんからお願いして資料を送らせていただいたのは、今回、資料を、ここを採用するかしないかについて判断するので、事前に判断を仰いでこの会に臨んでくださいというふうにお伝えしてやっているとします。

という点からすると、ここに出てくるものだったというのは少し意図と違っておりますので、その辺りはちょっと御理解いただきたいと思います。

それから、花井委員、例えば今採用されなくても、挙手して口頭で発言していただくなら、先ほど申し上げましたが拒むわけではございませんので、あと皆さん、委員の方も熟読して、花井委員の思いはもちろん分かって、今の発言を悩んだ挙げ句されたということだと思いますので、その辺り御理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**委員（花井守行）** 分かりました。あそこに印刷されているんですが、あれは一応ここに、採用しないけれども出してもらうのは可能ですかね。

**会長（早川八郎）** どういうことですか。

**委員（花井守行）** 自分で今印刷して用意していないものですから。それはまずいですか。採用されないとまずいですか、そこは。ちょっと事務的な問題をお願い……

**会長（早川八郎）** 申し訳ありません。会議に出るに当たっては皆さんその場でやっておりますが、今のお話は、花井委員が、自分が作られた資料が手元にないというお話ですか。

**委員（花井守行）** 申し訳ないです。僕、今日はあると思ったので、ごめんなさい、自分の用意、自分というか皆さんの用意していない、印刷はしていないものですから、それは大変申し訳ないと思います。

**会長（早川八郎）** すみません。ちょっと確認なんですけど、自分が出された資料が自分の手元に

ないということですか。イエスかノーかで。

委員（花井守行） これはごめんなさい、ほかのやつはあるんですけども、ちょっとごめんなさい、今別のところのファイルにあって、今持ってきたつもりだったんですけども、ちょっとそこはたまたま、ごめんなさい、忘れました。ほかのやつは大量、すごく……

会長（早川八郎） 余分なことは話さなくて……

委員（花井守行） ほかのやつは大量でしたので……

会長（早川八郎） ほかのことは結構です。

委員（花井守行） ああ、分かりました。持ってきていないです、だから。

会長（早川八郎） ちょっと会議に支障があると困りますんで、予備のところ、花井委員の分ありますか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） ほかの方には配りませんが、花井委員はあくまでも自分が出された資料ということで、手元に事務局さんがコピーがあれば持ってきてもらうということによろしいですか。じゃあ、もしあれば後ほど配付していただいて結構ですので。

暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前9時58分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、次に、先ほど申し上げました花井委員の資料についてですが、採用しないということといたします。

ですが、花井委員におかれましては、口頭で質問していただく……

（発言する者あり）

会長（早川八郎） 花井委員。

委員（花井守行） ごめんなさい。今、丸山委員もありましたけれども、①番の丸ポツのさかえ議員のところだけ採用できない、あともう全部ですかね、この②も③も④も全部ですか。これ、資料一まとめで私の資料と捉えるのか、それとも、先ほど僕が言った弁護士の意見書だけとか、分けて考えていただけるか、そこを御検討お願いします。

会長（早川八郎） 花井委員、申し訳ありませんが、先ほどから皆さん時間を使ってこの会議に臨んでいるわけであって、今資料が手元にあるからといって、そういう発言の方は繰り返になりますので、確認ということで捉えさせていただきますので、今回だけにしますので、今後注意していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

丸山委員、お願いいたします。

丸山委員、先ほどのところをもう一度説明していただけますか、却下の理由のところ。

委員（丸山幸子） 今回花井委員から提出された資料は、今回の審査内容の対象外となりますので

で、採用すべきではない。その審査対象外となるという具体的なところが2枚目以降の資料、それから1枚目の1番の丸ボツの部分が、ここが審査対象外となるので、今回の花井委員の資料は採用すべきではないという意見です。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

委員（丸山幸子） ほかの部分は質問してくださればいいのかなと思いますけれども。

委員（花井守行） ああ、質問すればいい。はい、分かりました。

会長（早川八郎） 御理解いただけましたか。

委員（花井守行） 分かりました。

会長（早川八郎） 何度も申し上げますが、採用されなかったからといって発言を拒むものではないので、発言していただくのは構いません。

ただ、今回の審査の内容から外れていたり薄いと思われるときは制限させていただくことがありますので、その辺りは御理解いただきますということを冒頭から申し上げておりますので、御理解お願いいたします。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） では、花井委員の資料については採用しないということで、皆様、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） ありがとうございます。

ここままで何か確認事項等あればお願いいたします。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） では、進めます。

それでは、資料を配付いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

午前10時00分休憩

午前10時18分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど資料のほうを配付させていただきましたが、資料の漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ちょっと進めますね。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎） 傍聴者の方に申し上げます。先ほどから再三注意をさせていただきましたが、なおも会長の命令に、私が静かにしてくださいと言うのに従っていただけませんでしたので、尾張旭市議会委員会条例第67条及び尾張旭市議会傍聴規則第14条の規定により、その傍聴者の方に退場を命じます。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎） 傍聴者の方、退場をお願いいたします。

傍聴者の方、退場をお願いいたします。

(傍聴席から発言する者あり)

会長（早川八郎） 傍聴者の方にもう一度申し上げます。退場を命じます。

(傍聴席から発言する者あり)

会長（早川八郎） 傍聴者の方が退場を命じたにもかかわらず従っていただけませんので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時57分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

都合により、本日の会議は終了いたしますので、皆様よろしくをお願いいたします。

なお、次の会議は8月10日水曜日午前9時30分から開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

これにて、第6回尾張旭市議会議員政治倫理審査会を終了いたします。

午前10時57分散会